

安保法制で新たに盛り込まれた後方支援の内容

(…)**政府としては、重要影響事態や国際平和共同対処事態に際しての支援活動をより実効的なものとし、我が国及び国際社会の平和と安全を一層確かなものとする観点から、弾薬の提供、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機への給油、整備につきまして、必要となった場合には実施できるようあらかじめ法的措置を講じておく必要があると考えております。**

(189 国会参平安特委 (2015.8.26) 中谷防衛大臣答弁)